

■届出制手数料に係る手数料表（上限額）

当社は、求人者（求人企業様）より、成功報酬として紹介手数料をいただいております。

ご登録者様への転職支援サービスは全て無料です。

職業安定法に基づき、厚生労働省に届け出ている手数料率及び着手金を下記の通り明示しております。

下記手数料及び着手金は上限であり、貴社の手数料率は別途申込書及び契約書にて定めたものです。

2025 年 11 月現在

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受けるときの事務費用	0 円
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% ※手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% ※手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 200 万円 【活動 1 日あたり】 100,000 円 【成功報酬】 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 100% ※手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための休職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 1,000,000 円 手数料負担者は関係雇用主とします。

※上記手数料に消費税は含まれておりません。